| | |
|---|---|
| 場合（ | 場合（地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた |
| につき | につき同条第四項の規定により読み替えられた |
| 第四十八条の十一 | 第八条の十二の |
| において、 | において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた |
| 第四十八条の十一の三第一項 | 第八条の十四第一項 |
| 同項の | 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（第四十八条の十一の六において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第八項の |
| 通算適用前欠損金額（法 | 通算適用前欠損金額（地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた法（次項において「読替え後の法」という。） |
| 第四十八条の十一の三第二項 | 第八条の十四第二項 |
| 法人について法 | 法人について読替え後の法 |
| 準用する。 | 準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条第二項中「第五十三条第四項の」とあるのは「第三百二十一条の八第四項の」と読み替えるものとする。 |
| 第四十八条の十一の四 | 第八条の十五 |
| 開始した事業年度 | 開始した事業年度又は連結事業年度 |
| 第四十八条の十一の五 | 第八条の十六 |
| 事業年度（当該 | 事業年度又は連結事業年度（当該 |

| | |
|---|---|
| で読替え後の法第三百二十一条の八第五項 | で同項 |
| の日 | の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。 |
| 第四十八条の十一の六 | 第八条の十六の二 |
| 読替え後の法人税法 | 法人税法 |
| について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十六の二中「第五十三条第五項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の適格合併」と、「第五十三条第五項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の規定」と読み替えるものとする。 | 及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。 |
| 地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十六の二 | 第八条の十六の二 |

5　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---|---|---|---|
| 四年新法 | 第三百二十一条の八第三項 | 十年 | 九年 |
| | | 同法第五十七条第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項 |
| | | （同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法 | で、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次項及び第六項において「読替え後の法人税法」という。） |
| | 第三百二十一条の八第五項 | 十年以内 | 九年以内 |
| | | 前十年内事業年度 | 前九年内事業年度 |
| | | （この項 | （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「令」という。）附則第五条第五項の規定により読み替えられたこの項 |